

課外活動に関する 手続き

課外活動を行うにあたり、必要な手続きは下表のとおりです。各項目の手続きの仕方は、「課外活動を行うためには」をよく読んで行ってください。また、提出期限は必ず守ってください。

	項 目	提出書類	提出期限
1	団体を結成したいとき	・団体結成・継続願 ・団体規約 ・団体員名簿 ・年間活動予定表 ・クラブ指導者就任要請届	11月中旬
2	団体を継続して活動するとき	・団体結成・継続届 ・年間活動実績表 ・団体員名簿 ・年間活動予定表 ・団体規約 ・クラブ指導者就任要請届	11月中旬
3	学生集会室を使用したいとき	・学生集会室使用願	11月中旬
4	団体の届出事項に変更があるとき	・団体届出事項変更届 ・団体員名簿 (団体員変更の時に必要)	変更のあった時
5	学外での課外活動で二輪車・四輪車を利用する可能性があるとき	・自家用車運転届	随時
6	練習・公式試合、合宿・遠征および公演、発表会等で課外活動を行うとき	学 外 ・学外活動届 ・学外活動報告書 学 内 ・学内活動届 ・学内活動報告書	届出：その期日の 3日前 報告：終了後 3日以内
7	学外団体に加盟（新規・継続）するとき	・学外団体（新規・継続）加盟願	随時
8	学内に掲示するとき	・掲示許可願	随時
9	印刷物を配布するとき	・印刷物配布許可願	随時
10	学内の施設を使用するとき	・施設使用願	使用する日の3日前
11	学内の物品を使用するとき	・物品使用願	使用する日の3日前
12	団体を解散するとき	・団体解散届	随時
13	試合等課外活動で授業を欠席するとき	・欠席届	欠席する授業の 7日前
14	課外活動で学生8人以上の団体が移動するとき	・団体旅行申込書	出発の14日前までに <u>J Rの窓口</u> に持参